

番号：160495

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト  
フェーズ 2（水配分マニュアル策定）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水配分マニュアル策定
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2016年9月下旬から2017年1月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50 M/M、現地 2.17 M/M、合計 2.67 M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 5日 現地活動期間 65日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月23日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	灌漑開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

## 6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Program: ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2014 年時点の灌漑農地面積は約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金 (DIDF) を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進している。しかし、県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICA は、県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans :以下 DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業、及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）を策定した。これを踏まえて、JICA はガイドラインを全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」）（以下、前フェーズプロジェクト）を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。

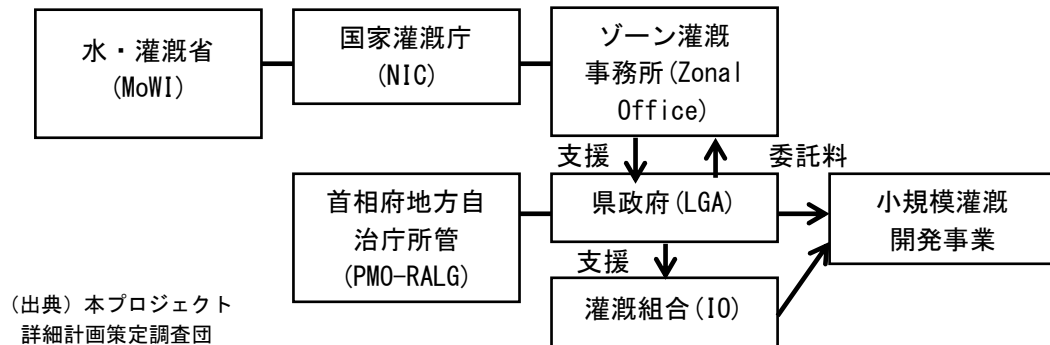
更に、タンザニア政府は、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト) の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の灌漑計画・施工能力及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、ガイドラインに沿った灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の強化を図っている。その過程において、国家灌漑委員会 (NIC) 及びゾーン灌漑事務所の灌漑技術者と JICA 専門家をメンバーとし、計画・施工及び維持管理に係るタスクグループを設置し、標準設計、リハビリテーション等のマニュアル作成、灌漑データベースの構築等に係る活動を実施している。

前フェーズプロジェクトではガイドラインの普及とともに灌漑施設の操作・維持管理（以下、O&M）分野の研修を通して、農民に対する施設の維持管理や灌漑水管理の技術的ノウハウの理解・改善の促進を図った。しかし、作付状況から圃場水収支を考慮した水配分計画の作成及びそれに基づく適正な施設操作に関しては十分に理解されているとは言えない。具体的には、一部の農家による不適切な水配分に起因する過剰灌漑や水不足が問題となっている。その結果、農民間の対立や灌漑面積の縮小などを招き灌漑事業の効果発現の足枷となっている。

このような状況のもと、本専門家の派遣目的は、灌漑施設機能状態、圃場作付状況、作物要水量、灌漑効率、利用可能灌漑水量などの基礎データ（一部ガイドラインに掲載済み）を基に、農家にも作成可能な水配分計画や実際の施設操作方法、圃場の灌漑状況のモニタリングやフィードバック体制等、適正な水配分に関わる一連の作業を取りまとめたマニュアルの素案を作成することである。また、実際に灌漑地区で実証を行い、関係者の意見を反映しながら素案の最終化を図ることとする。

なお、本プロジェクト終了後もタンザニア側が改訂を重ねながら継続してマニュアルを活用することが重要であることから、マニュアル作成と同時にこの点についても適切な助言を提示することが求められる。

タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。但し、現在は首相府地方自治庁から大統領府地方自治庁（PO-RALG）に変更している。



タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制

## 7. 業務の内容

本業務従事者は JICA 担当職員及び本プロジェクトの長期専門家等と密な調整を図りつつ、次の業務を実施する。

### (1) 国内準備期間（2016年9月下旬～10月上旬）

- ① 前フェーズプロジェクトに関する各種報告書（O&M 研修用マニュアルを含む）、ガイドライン、本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書案（2015年1月～2月実施分の調査結果をまとめたもの）O&M モニタリングシート等の内容を把握する。
- ② 上記を踏まえて、現地派遣期間に確認すべき情報を検討し、関係機関（NIC、灌漑ゾーン事務所、県農業灌漑事務所、灌漑組合）への質問票（英文）の素案を作成し、本プロジェクトへ送付する。
- ③ 上記準備を踏まえ、JICA 担当職員と打合せを行い、現地派遣期間の調査方針を作成する。

### (2) 現地派遣期間（2016年10月上旬～2016年12月中旬）

- ① 現地業務開始時に本プロジェクト長期専門家及び NIC、JICA タンザニア事務所と協議の上、調査内容の確認を行う。業務の遂行に当たっては、上記本プロジェクト関係者と密な連携を図ることとする。
- ② 事前に送付された質問票の内容をプロジェクト関係者と検討した後、プロジェクトが選定した灌漑地区（5～6カ所程度）を対象に現地調査を行い、水配分計画及び施設操作の両面から問題点を把握する。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、更に2地区程度に絞り込んだ上で、詳細な現地調査及び関係者のインタビューを行い、作付や施設機能の状況を見ながら、実際に現場で行われている配水作業及び圃場の灌漑状況を把握する。その後、適正かつ実施可能な水配分計画の作成及びその実施方法についてのマニュアルの素案を作成する。その際、視覚的に農民が理解しやすい内容にすることに留意する。
- ④ 上記③で選定した灌漑地区において、③で作成した素案の現場実証試験を行い、必要ならばマニュアルの見直しを行い、ワークショップ等を通してその有効性や持続性を関係者とともに確認しながら最終化を図る。
- ⑤ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関、JICA タンザニア事務所に報告・提出する。

- (3) 帰国後整理期間 (2016年12月中旬～12月下旬)
- ① 上記活動結果を取りまとめた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に対し報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン  
和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)  
英文3部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関)
- (2) 現地業務結果報告書  
英文3部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関)
- (3) 専門家業務完了報告書  
和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

なお、上記報告書・成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年10月8日～12月11日を予定していますが、数日程度の日程調整は可能です。

- ② 現地での業務体制

2015年8月から本プロジェクトにおいて、長期専門家が派遣されています。本業務はこれら長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・総括/データベース(長期派遣専門家)
- ・計画施工(長期派遣専門家)
- ・維持管理(長期派遣専門家)
- ・業務調整/研修管理(長期派遣専門家)

- ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

NIC 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

## （２） 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8459）にて配布いたします。

- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・包括的灌漑ガイドライン（これまでのフェーズで取りまとめている灌漑事業開発にかかるガイドライン）
- ・県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書（2015 年 1 月～2 月実施分の調査結果をまとめたもの）
- ・円借款「小規模灌漑開発事業」施工監理マニュアル、財務マニュアル、施工段階のレポートシステム案

## （３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当 JICA タンザニア事務所より手続きについてお知らせします。申請に必要な書類は、旅券（写）、英文 CV、英文卒業証明書、写真（7 枚）となりますので、速やかに提出できるよう準備をお願いします。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上